

安城市いじめ問題調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 5 4 号

安城市いじめ問題調査委員会規則の一部を改正する規則

安城市いじめ問題調査委員会規則（平成 2 8 年安城市規則第 8 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「又は」を「、又は」に改める。

第 6 条中「子育て健康部子育て支援課」を「こども健康部こども課」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。